

第1章 環境基本計画の進捗と今後の課題

第1節 計画の進捗状況と課題

「中期実施計画」の策定にあたり、環境基本計画における環境管理指標（短期目標：平成20年度）の進捗状況を確認しました。環境管理指標は、当該分野の一部を指標化しているもので、必ずしも分野全体の進捗度を測るものではありませんが、分野目標への現時点での到達度を勘案しつつ、当該分野の状況を総括しました。

1 自然の水循環、多摩川の保全・再生

- 目標1：自然の水循環、多摩川の水質・流量の改善
- 目標2：多摩川の防災、河川生態系の保全

環境管理指標として設定されている永田地区での河床復元実験や市民による湧水調査、水辺の楽校における生物調査、雨水浸透ます設置などは進んでおり、多摩川の水質及び河川生態系の保全に関しては、取り組まれているものといえます。

一方、昭和用水堰での砂利堆積への対応については、平成19年台風6号による南公園の被害などもあり、進展しているものとはいえません。また、羽村取水堰からの放流量の増大については、関係機関への要望は継続しているものの進展していません。

2 都市の自然の保全・再生

- 目標1：4つの自然軸の保全
- 目標2：都市の自然生態系の再生

環境管理指標である一人当たりの都市計画公園・都市緑地面積については、原ヶ谷戸緑地の新設などもあり、わずかですが拡大しています。公園での市民による樹林の管理に関しては、萌芽更新グループにより文化の森での取り組みが進むとともに、公園ボランティア制度の創設により25公園を5団体（294人）が清掃等に取り組む状況となっています。

全体的には、目標としていた自然生態系に配慮した公園管理や市民による管理については、5年後のこの時点としては着実に進展しているものと評価されます。

3 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり

- 目標 1：景観まちづくり
- 目標 2：玉川上水などを活かしたまちづくり

景観まちづくりに関しては、環境管理指標である景観条例の制定及び景観基本計画の策定は実施済みであり、加えてまちづくり景観推進団体の認定が行われるなど、ほぼゼロからスタートした 5 年前からは進展し政策の枠組みが決まり、これから事業に取り組む段階に至ったところといえます。

玉川上水などを活かしたまちづくりに関しては、短期目標である歩行ルート案内板の設置が実施されるとともに、玉川上水・熊川分水に関する市民団体の普及・学習活動等が進展しているところですが、関係機関との調整などは進んでおらず、これから本格的な検討が始まる段階といえます。

4 安心して歩ける道・緑のまちづくり

- 目標 1：安心できる道路・都市施設の整備
- 目標 2：緑豊かな優れた居住環境づくり

環境管理指標であるバリアフリー推進計画が策定され、柳通り改良や拝島駅自由通路など事業が進展しています。また、コミュニティ道路延長は 1km 程度延伸されていますが、中心商業地区の歩行者専用空間化や生活道路の通過車両抑制対策を進める交通規制等社会実験は実施されておらず、目標としていた車優先から人を優先する都市構造への転換は進展しているとはいえない。

緑豊かな優れた居住環境づくりに関しては、環境管理指標である生垣助成条件の緩和は実施されていませんが、関連する花いっぱい運動（見直し検討を含む）や公園ボランティア制度（再掲）などは進展し、また、計画には位置づけられていなかった動物（ペット）との適切な共生を図る取り組みが着手されています。

一方、生産緑地の保全・活用については、家庭菜園の拡充は進展していますが、生産緑地面積そのものは減少傾向にあります。

5 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

- 目標 1：ごみ発生抑制・処理負担の適正化
- 目標 2：資源化・適正処理のためのシステム構築

環境管理指標であるごみ排出量の 10～20%削減（短期目標）については、平成 15 年度 15,970 t、平成 20 年度 13,975 t と目標を達成している状況にあります。

さらに、資源化率に関しては、短期目標 34%に対し、容器・包装プラスチックの資源化を進めることにより平成 20 年度時点で 37.6%と大幅にクリアする状況となっています。

一方、生ごみ堆肥化に関しては、各家庭用の機器補助を継続していますが、環境管理指標としていた小規模堆肥化システムの実験については、未着手となっています。

6 地球環境問題・公害等への取り組み

- 目標 1：地球温暖化対策への取り組み
- 目標 2：公害防止・有害化学物質対策

地球温暖化対策に関しては、環境管理指標としていた地域新エネルギー・ビジョンの策定に加え、詳細ビジョンも策定した上で、福生スクラム・マイナス 50% 協議会を立ち上げ、学習・イベント等普及活動をはじめ、エコライトハウス等の事業が進展しました。

また、平成 21 年度から、一般家庭を対象とした太陽光発電等の設置費用の助成をスタートし、自然エネルギー利用等は大きく進展するとともに、政府もエコ家電減税・エコカー減税・電力買取制度の拡充等に取り組み、二酸化炭素排出削減の動きが本格化しつつあります。ただし、自転車のまちづくりについては、未着手の状況です。

公害防止・有害化学物質対策については、環境管理指標としていたディーゼルエンジン車規制を主な要因として、福生市においても大気汚染の原因となる浮遊粒子状物質（SPM）は環境基準を達成するとともに、二酸化窒素、燃料に含まれるイオウ分（指定事業所）も達成しています。なお、光化学オキシダント、騒音に関する環境基準は未達成の状況です。

また、計画策定期点で環境ホルモン物質等の問題がクローズアップされる中で、有害化学物質対策についても、重要な位置づけとしていましたが、国・都によるモニタリング・届出制度等が進展しているところです。

7 計画の推進・環境まちづくりの展開

- 目標 1：環境教育・学習の推進
- 目標 2：パートナーシップの確立
- 目標 3：計画推進体制の確立

環境教育・学習の推進に関しては、短期目標である環境学習推進校の指定、水辺の楽校事業等での連携、市民環境大学の開設及び自主的運営については、環境学習教員研修をはじめ、市民環境大学の実施、市民講師による指導など、方法は異なるもののいずれも取り組まれ、進展しているものといえます。

パートナーシップの確立に関しては、短期目標である市民事業への支援（モデル的試行・認定・運営・予算確保など制度的な確立）は、市民との協働による調査事業等を手始めに、市民環境大学等の NPO 委託、景観団体指定による行政との協議、市民活動促進補助制度の立ち上げによる自主研究の実施など様々な形で展開されています。また、各種の計画策定における市民参加の徹底については、おおむね実施されています。

計画推進体制の確立に関しては、短期目標である年次環境報告書、市民による環境通信の発行や環境マネジメントシステムとしての地球温暖化対策実行計画に関する LAS-E の導入（第 1 ステージ）は進んでいます。一方、LAS-E は、事業所としての市役所を評価するものであり、地域全体を対象とする環境基本計画の進捗等を評価する段階には至っていません。

また、環境ネットワーク組織の立ち上げについては、短期目標として福生環境市民会議の継続・ネットワーク組織立ち上げがあげられていましたが、環境基本計画策定後には環境市民会議は終了し、各個別分野組織へと移行しました。地球温暖化対策においては、エネルギー・ビジョン策定時にエネルギー市民会議が、「環境と経済の好循環のまちモデル事業」実施時には、福生スクラム・マイナス 50% 協議会が、それぞれ立ち上がっています。

第2節 施策評価について

環境基本計画の施策（取り組みの方向）は、到達点・着手時期等を評価できるものさしがありませんが、環境基本計画実行計画の進捗状況に基づき、「環境基本計画改定市民会議」により、実施内容の妥当性、取組み状況、満足度について、それぞれの施策を評価しました。

1 評価が低い施策

- 計画に対し実施内容の妥当性が低いと評価された施策

妥当性が低いと評価された施策は、市民事業として位置づけられていたものの、市民側パートナー組織がない、あるいは市による働きかけができなかった等の理由で、着手できなかつたものが多く、雨水地下浸透型宅地・駐車場の普及、生物カレンダーの作成、商店街による取り組みの促進、まちづくり NPO の立ち上げ、食品リサイクルの推進などがあげられます。また、市の事業としては、自転車のまちづくり、生態系の調査・研究の推進、自然のしくみの理解などがあげられていますが、自転車のまちづくりは未着手の施策です。

- ここ5年間での取り組みが低いと評価された施策

取り組みが低いと評価された施策は、妥当性の評価と同様に未着手の施策となり、市民事業として位置づけられていた雨水地下浸透型宅地・駐車場の普及、生物カレンダーの作成、商店街による取り組みの促進、まちづくり NPO の立ち上げに加え、有害化学物質情報等の提供があげられています。また、市事業としては中心商業地区の安全化・快適化、生活道路の安全化、自転車のまちづくり、公共施設の緑化があげられています。

- 満足度が低いと評価された施策

満足度が低いと評価された施策は、妥当性や取組度と同様に概ね未実施の施策ですが、その他に、市民事業である地球温暖化対策等の活動展開、グリーンコンシューマー活動の展開、市事業である雨水利用研究の実施があげされました。

2 評価が高い施策

- 計画に対し実施内容の妥当性が高いと評価された施策

妥当性が高いと評価された施策は、流域下水道等の整備促進や水害予防対策、河川水質調査の実施など当然実施すべき市事業をはじめ、湧水地点の保護や景観条例の制定、ごみ問題の情報提供・行動計画の策定、分別による資源化・危険物等適正処理の徹底、適正な中間処理・最終処理の実施、さらに地球温暖化対策の枠組みの明確化など、ここ5年でスタートあるいは道筋が明確化された施策があげられています。

- ここ5年間での取り組みが高いと評価された施策

取り組みが高いと評価された施策は、妥当性の評価と同様に当然実施すべき市事業が上げられます、加えて、市民事業として位置づけられていた湧水調査の実施や川の観察会、生態系調査・自然観察会、熊川分水を活かすまちづくり、フリーマーケット等の開催など、市民活動が実感できる分野が目立ちます。また、市事業としては、地球温暖化対策に関する事業所としての率先行動の推進もあげられています。

- 満足度が高いと評価された施策

満足度が高いと評価された施策は、妥当性や取組度と概ね同様ですが、加えて学習支援体制の強化や河川清掃や植生管理の展開があげられています。

3 総括

現状に対する評価結果をもとに、主に問題点がある施策について、なぜそのような評価なのかを探り、その背景にある共通的要因を検討しました。

組織間連携の問題としては、市では主体性が発揮しえないもの、担当課との調整不足のもの、担当課での優先順位が低いもの、市民・事業者への働きかけが不足しているもの等があげられます。

また、計画そのものの問題としては、目的と手段が混同している表現、施策の効果が期待できない（手段の間違え）もの、評価するものさしがないないもの、モニタリング方法がないもの等があげられます。運営の問題については、事業化するしくみがないものや予算不足等があげられます。

なお、予算不足、実施時期が不明・到達点が不明確、評価するものさしがないことはすべてに共通していますが、市民・事業者への働きかけの不足及び施策を事業化するしくみがないためという理由も背景にあるようです。